

会報 JAMT

JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所

〒日本臨床衛生検査技師会

発行責任者 小崎繁昭

編集責任者 高田欽也・金子健史・高永博夫

永井正樹・大高正壽

〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号

TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722

ホームページ <http://www.jamt.or.jp>



受彰者代表 宮島喜文氏

平成 20 年 2 月 8 日 (金) 午後 2 時よりホテルオークラ東京にて、社団法人日本臨床衛生検査技師会創立 55 周年 <法人化 45 周年>ならびに法改正記念式典が開催された。

この式典においては、“永年にわたる臨床衛生検査業務功労者としての厚生労働大臣表彰”が行われ、全国 88 名の臨床・衛生検査技師が受彰した。

式典は、小崎繁昭会長の式辞に続き、中尾昭弘大臣官房審議官が厚生労働大臣祝辞を代読した。

小崎会長は、当会の前身である<日本衛生検査技術者会>が発足した昭和 27 年にさかのぼり、その苦労話をまじえ、昭和 33 年の法制化から、更には長年の法改正を話された。また、国民の公衆衛生の向上に努め、国民の健康と福祉の増進に寄与するための活動を広げる決意と、そのための生涯教育制度の推進、更には、今や日本における最大となった臨床検査精度管理調査あるいは臨床検査データ標準化にもふれた。国際協力への貢献、特に開発途上国への支援事業への事業展開にもふれ、臨床検査の更なる発展を期した。

表彰状の授与は、国会会期中のため舛添要一厚生労働大臣に代わり、中尾昭弘大臣官房審議官が行った。88 名の受彰者を代表して、宮島喜文<長野県>氏がやや緊張した様子で賞状を受けた。

次いで、受彰者を代表して原島典子<埼玉県>氏が謝辞を述べた。このたびの評価に対するお礼を述べるとともに、女性技師の増加している現状をふまえ、今後の検査業務への意欲を述べた。

P01: 創立55周年記念行事-1

P02: 同-2

P03: 同-3

P04: 同-4

P05: 同-5

P06: 診療報酬-1

P07: 同-2

P08: 平成 19 年度各表彰者決定

P09: 探訪

P10: 資料: リスクアセスメント-1

P11: 同-2

P12: ひとくち英会話・IFBLS からのお知らせ

P13: 投稿-1「評議は乗り降り自由」

P14: 投稿-2「臨床検査関連医事紛争3題の紹介」

P15: 福利厚生事業のお知らせ・臨床検査技師賠償責任保険

P16: ピンクリボンウォーク 2008・体外診断用医薬品集・理事行動

式 辞

本日ここに、社団法人日本臨床衛生検査技師会創立五十五周年法人化四十五周年、併せて法改正記念式典を挙げるにあたり、一言ご挨拶申し上げます



本席のご来賓各位におかれましては、公私とも用務ご多忙の中を、ご臨席賜りましたことに対し、深甚なる感謝を申し上げます。

また、厚生労働省当局の格別のご配慮によりまして、この式典に併せて、舛添厚生労働大臣から永年検査業務ならびに公衆衛生活動に貢献された臨床検査技師八十八名に対し厚生労働大臣表彰の栄を賜りますことは、本日のこの記念式典に花を添えることになり、受賞者はもとより私ども検査技師会関係者一同深く感謝をいたしております。

顧みますれば、昭和二十七年七月に名古屋市立大学におきまして当会の前身であります日本衛生検査技術者会として僅か五十二名の有志をもって任意団体を組織したこと、端を発するものであります。戦後間もない貧しい混乱の中で検査技師の身分や検査業務に関する法制度も定かでない中で将来の検査技師の夢を追い夜行列車に揺られて上京し、組織の拡充と学術研鑽の傍ら衛生検査の法制化活動を行ったと諸先輩から聞き及んでいます。その努力が身を結び、昭和三十三年「衛生検査技師法」が制定され、職能人としての身分が明確になり業務内容の確立が図られました。

改めて先輩諸氏の情熱と熱い思いとご労苦に心から深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

その後幾多の変遷を経て昭和三十七年定期総会においてこれまでの実績と将来への更なる飛躍を期し会員から法人格取得の総意を得て、同年十二月に厚生大臣から社団法人としての許可を受けることができました。

その後、科学技術の進歩と日本経済の発展は目覚しく医療界にも急速に新しい技術が波及し、検査法も用手法から自動検査機器の導入が進み医療機関における検査の

内容と検査量も拡大の一途をたどると同時に、生理学的検査部門が重要視され厚生省の「衛生検査技術者制度検討会」において検討が重ねられ、昭和四十五年「臨床衛生検査技師、衛生検査技師等に関する法律」として一部法改正が行なわれ「臨床検査技師」が誕生いたしました。しかし、改正した法律の一部文言に対する会員の熱い思いと時代背景から、更なる改正運動を展開するとともに厚生労働省のご理解とご協力をいただき平成十七年四月に再度一部改正をさせていただいたところであります。何時の時代においても臨床検査業務は、医師の診断・治療に対する重要な情報を提供する使命を有するとともに公益社団法人として国民の公衆衛生の向上に努め、国民の健康と福祉の増進に寄与することを大きな命題として活動を広げていかなければなりません。

学術研鑽におきましては全国医学検査学会の開催や各種研修会、講習会を開催すると共に生涯教育履修制度の推進に尽力しているところであります。

また、全国臨床検査精度管理調査事業や臨床検査データ標準化事業を進めているところであり、これらの事業は、検査データの質の保障と信頼性を確保する上で欠かすことができない調査であり、本年四月から開始する生活習慣病対策に大きな福音をもたらすものと信じて止みません。

更に国際協力にも力をいれ、韓国技師会、台湾技師会の他アセアン各国技師会とは臨床検査の技術支援と学術交流を深めると共に、国際医療技術交流財団を通して世界七十五カ国三五一一人の臨床検査研修員に技術移転をしているところであります。

私ども全国の五万の会員は今後も医療を担う一員として研鑽を重ねると共に国民の公衆衛生の向上と健康増進に積極的に取り組んでいく所存です。

本日ご臨席の関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。技師会を代表し創立五十五周年・法人化四十五周年併せて法改正記念式典の式辞といたします。

平成二十年二月八日

社団法人日本臨床衛生検査技師会長 小崎繁昭

来賓祝辞

当日は、国会会期中にあり舛添要一厚生労働大臣は出席されず、大臣官房審議官中尾昭弘氏より大臣の祝辞が述べられた。その中で、「今後とも国民の期待に応えていくためには、自己研鑽が不可欠である。それを通じて質の高い医療サービスの提供を期待する」と述べられた。



中尾昭弘氏



伊達忠一氏



河村俊郎氏

続いて、来賓から祝辞が述べられたが、社団法人日本衛生検査所協会会長伊達忠一<参議院議員>氏は、「国民へ良質の検査データを提供する観点からも、臨床検査部門の責任者は臨床検査技師であるべきであり、今後もその方向で業務に励むことを望むものである」とした。次に、社団法人日本臨床検査薬協会副会長河村俊郎<和光純薬工業株式会社>氏は、「成熟期に入ったといえる臨床検査業界にあっては、今後をいかにして展開して行くかが問題であり、その計画立案中である」と、その歩みを強調した。

臨床衛生検査業務功労者 厚生労働大臣表彰受章者

清野 邦義	井上 久幸	北村 光明	小林 克己	中田 伸一	一戸 茂人	山崎 孝文	菊地 一正
菅井 健	西村 陽司	岡田 護	小形 久	永井 正樹	内山 吉喜	平沢 博	鈴木 悦
西見 博之	小太刀 充	亀山 憲明	野本 幸雄	原島 典子	丹野 榮一	片岡 重夫	佐藤 本則
横川 和子	野本 剛史	小沼 利光	高橋 貞嗣	中村 稔	津田 友二	金子 健史	鶴野 和則
中澤 久子	細萱 茂実	古池 嘉朗	宮島 喜文	小栗 孝志	山本 敬志	山本 貞明	高畠外美子
飯田 悦夫	山城 光俊	柴崎 光三	泉 正和	稲垣 清剛	大江 幸雄	松本 祐之	荻津 直通
中垣 茂男	川崎 哲子	瀬田 正憲	今井 秀一	小坂 明	森嶋 祥之	辻 義則	吉本 勝美
大城 章	山本 格士	酒井 健雄	富永 博夫	市村 輝義	前川 芳明	白井 穰	越野 佑司
下瀬 洋一	小郷 正則	谷口 薫	吉岡 孝行	白石 幸雄	松尾 和裕	三輪 久美子	山田 勝征
野村 努	八島 盛之	藤田 亀明	近藤 正治	長迫 哲朗	野口 敏生	上田 誠	大富 正壽
成田 八郎	千々岩武夫	廣瀬 英治	松原 公彦	村角 彰彦	日野浦 雄之	鶴留 克孝	仲程 昭子

*敬称略、順不同



記念式典祝辞

社団法人日本臨床衛生検査技師会創立五十五周年記念式典開催に当たり、心からお祝い申し上げます。貴会におかれましては、昭和三十七年の創立以来、長年にわたり医療に関する検査技術の普及発展、国民の保健衛生の向上に大きく貢献してこられました。これまでの関係者の皆様の並々ならぬ御尽力に対し、改めて敬意を表します。

顧みますと、昭和三十三年に衛生検査技師法が制定され、衛生検査技師の資格制度が設けられると共に、我が国の医療に関する検査技術の礎が築かれました。さらに、昭和四十五年の法律改正により新たに臨床検査技師の資格制度が設けられました。この間、貴会におかれては、臨床検査技師および衛生検査技師の学術技能の研鑽や人格の陶冶に資するため学会、研修会等の開催をはじめ、教育向上や調査研究等の各種の事業を展開し、今日の地位を確立してこられました。我が国の医療に関する検査技術の発展において貴会の果たされた役割は多大なものであったと思います。また、平成二十年度より生活習慣病を予防する目的から特定健康診査が医療保険者に義務づけられることから、臨床検査技師および衛生検査技師の果たすべき役割や国民の期待はますます大きくなってきております。

今後、高齢化が更に進展すると共に、医療技術の進歩も期待されます。その中で今後ともこうした国民の期待に応えていくためには、診療や研究の場に直接携わっておられる皆様の常日頃の自己研鑽が不可欠であり、それらを通じて質の高い医療サービスが提供されることを心より御期待申し上げますとともに、医療に関する検査技術の一層の発展につながることを願う次第です。

結びに、貴会のみならずの御発展と皆様の御健勝、御活躍を心から祈念いたしましてお祝いの言葉といたします。

平成二十年二月八日

厚生労働大臣 舛添 要一

謝 辞

厚生労働大臣表彰受彰者八十八名を代表いたしまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。
この度、社団法人日本臨床衛生検査技師会法人化四十五周年等を記念して栄えある厚生労働大臣表彰を受彰いたしましたことは、私ども八十八名にとりまして身に余る光栄であり、その喜びとともに、関係各位の皆様篤く御礼を申し上げます。

私どもの年齢は些か異なりますが、多くは臨床検査技師として三十年以上に亘り医療機関や公衆衛生分野で業務に励んでまいりました。私どもが技師になった頃、日本経済は高度成長期に突入し、その経済に伴うかのように医療技術も目覚ましい発展がありました。その中において技術精度の向上や、地域保健事業の一環とした衛生思想の普及と啓発に、技師会活動を通して微力ながら力を注いでまいりましたことがこの度評価を受けたものと、重ねて感謝を申し上げます。私ども臨床検査技師の業務範囲は広く、検体検査は基より、生理機能検査や超音波検査を代表とする生体検査、病理学的検査、公衆衛生と多岐に亘っていますが、目指すことは健康に、そして安心して暮らせるように地域住民や広く国民へ、安全で質の高い医療技術を提供することに他なりません。

昨今、目覚ましい進歩を遂げている遺伝子解析技術やプロテオミクス技術はその応用として医療・保健事業領域においても様々な検査に応用されており、がん治療や難治疾患に対するテーラーメイド医療、感染症診断、また医療施設内感染の防止対策上の検査など、その信頼性においても私どもの高い精度によるところが大きいと自負しております。

また、本年四月から新たに開始される特定健診においても精度の高い検査データが必要となりますが、一三〇名以上の糖尿病療養指導士の資格を持つ技師が、実際に全国の医療現場で勤務している現状を踏まえ、医療・保健行政に今一層の協力をしてまいれる所存でございます。

さて今後の課題ですが、現在、医療・公衆衛生の分野で勤務する技師は、女性が六割以上を占めており、今や多くの女性がライフワークとして日常業務に、研究にと励んでおりますが、特に医療現場での二十四時間体制や二交代制勤務が進む中で、子供を持つ女性の勤務が厳しい状況にあります。

女性特有のパワーは医療技術の場においても必須であり、少子化対策の一環として子供を育てながら仕事や勉強が続けられる環境を整えて行きたいと思っております。

私どもは本日の受彰を契機に、更に新しい学問や技術を学び、実践し、伝えて行くことに、より一層の努力をして参りたいと心を新たにしております。

どうか今後とも、厚生労働省をはじめとする関係各位の特段のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが御礼の言葉にかえさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。
平成二十年二月八日

受章者代表 埼玉医科大学総合医療センター 原島典子



当日は、記念講演会、記念祝賀会も盛大に開催された。
記念講演会は、“女三四郎”と呼ばれ、今日の女子柔道ブームの火付け役ともなった、全日本柔道連盟女子強化委員である、武蔵大学教授山口香氏をお迎えし、「小さなわたしでも“やれば”できた!!」をご講演いただいた。

氏が柔道をはじめた小学校1年にさかのぼり、13歳で優勝されてから10連覇を達成した話などを話された。氏は、現在は武蔵大学で身体運動学を教えるかたわら、筑波大学女子柔道部監督として後進の指導にあたられている。当会にも女性部会が設置されていることもあり、女性の視点から物を見るという、まさに時代にマッチした講演会となった。

次いで、会場を移し、記念祝賀会が盛大に行われ、大いに盛り上がりのある記念行事となった



**記念講演会
祝賀会盛大に!**

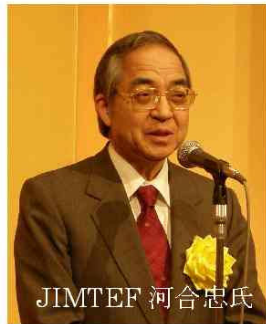
祝賀会風景



小崎繁昭会長



鏡抜き



JIMTEF 河合忠氏



医政局医事課長
栗山雅秀氏



衆議院議員
上田勇氏



祝 杯



祝賀会会場



式典受付



表彰状



祝賀会会場

平成 20 年度 診療報酬改定における主要改定項目(案)

中央社会保険医療協議会「改正(案)」答申書

◇ 検体の評価体系の見直し

第1 基本的な考え方

医療の根幹をなす各種検査は診断や治療に必須のものであり、その質の確保は重要な課題となっている。しかしながら、必要な検査が必要な時に速やかに実施できない状況は、診療の障害であるとともに、患者の不利益につながることとなるため、検査の迅速性や24時間対応等について重点的な評価をする一方、判断料を見直すなど、検査の評価体系の一部を見直す。

第2 具体的な内容

外来において実施する迅速な検査や24時間対応が可能な体制についての評価を引き上げる一方、判断料の評価を引き下げる。

◇ 【外来迅速検体検査加算】 1点 → 5点 (△4点)

現 行: 入院中の患者以外の患者に対して実施したすべての検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合に算定する。(5項目まで)

改正案: 入院中の患者以外の患者に対して実施した以下の検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合に算定する。(5項目まで)便潜血反応検査、末梢血液一般検査、HbA1c、プロトロンビン時間測定、繊維素分解産物(FDP)測定等

◇ 【検体検査判断料】

尿・糞便等検査判断料	34点	→	34点	→
血液学的検査判断料	135点	→	125点	▼(10点)
生化学的検査(I)判断料	155点	→	144点	▼(11点)
生化学的検査(II)判断料	135点	→	144点	△(9点)
免疫学的検査判断料	144点	→	144点	→
微生物学的検査判断料	150点	→	150点	→

◇ 【病理学診断の重要性に着目した評価】

第1 基本的な考え方

病理学的検査の重要性に鑑み、現在は「第3部 検査」として評価されている病理学的検査を、「第13部 病理診断」として評価するとともに、既存の項目について、病理診断の進歩を踏まえて、実際の診療に即したものに再編成する。加えて、検査として特定入院料に包括評価されている病理学的検査診断・判断料を、病理医の技術料として包括外として評価する。

第2 具体的な内容

1 「第13部 病理診断」の新設と算定項目の再編成

現 行		改 正 案
第3部 検査 第2節 病理学的検査料	→	第13部 病理診断
第1款 病理学的検査実施料	→	第1節 病理標本作製料
【病理組織顕微鏡検査】	→	【病理組織標本作製】
電子顕微鏡加算	→	【電子顕微鏡病理組織標本作製】
免疫抗体法加算	→	【免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製】
【その他の病理組織検査】		
1 エストロゲンレセプター検査		1 エストロゲンレセプター
2 プロジェステロンレセプター(PgR)検査		2 プロジェステロンレセプター
3 HER2タンパク		3 HER2タンパク
		4 その他
【病理組織迅速顕微鏡検査】	→	【術中迅速病理組織標本作製】
【細胞診検査】		【細胞診】
1 婦人科材料		1 婦人科材料
2 その他		2 その他
【HER2遺伝子】		【HER2遺伝子標本作製】
第2款 病理学的検査診断・判断料	→	第2節 病理診断・判断料
【病理診断料】		【病理診断料】
【病理学的検査判断料】	→	【病理判断料】

2 特定入院料に包括されている病理学的検査診断・判断料の見直し

特定入院料において包括して評価されている病理学的検査のうち、特に急性期病床であるA300～A305、A307に限り、病理診断による治療方針の決定の重要性に鑑み、第2款 病理学的検査診断・判断料(改定後は第2節 病理診断・判断料)を別途算定できるようにする。

- A300 救命救急入院料
- A301 特定集中治療室管理料
- A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料
- A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- A302 新生児特定集中治療室管理料
- A303 総合周産期特定集中治療室管理料
- A304 広範囲熱傷特定集中治療室管理料
- A305 一類感染症患者入院医療管理料
- A307 小児入院医療管理料

◇ 【検体検査管理加算】

現 行	改 正 案
<p>【検体検査管理加算】</p> <p>イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点</p> <p>ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 300点</p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準 検体検査管理加算(Ⅱ)の②～⑥まで満たすこと。</p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準</p> <p>① <u>臨床検査を専ら担当する</u>常勤の医師が1名以上いること。なお、<u>臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営に携わるものをいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。</u></p> <p>② 院内検査に用いる検査機器及び試薬の全てが受託業者から提供されていないこと。</p> <p>③次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にあること。</p> <p>(ア) 血液学的検査のうち末梢血液一般検査</p> <p>(イ) 生化学的検査</p> <p>(ウ) 免疫学的検査</p> <p>④定期的に臨床検査の精度管理を行っていること。</p> <p>⑤外部の精度管理事業に参加していること。</p> <p>⑥臨床検査の適正化に関する委員会が設置されていること。</p>	<p>【検体検査管理加算】</p> <p>イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点</p> <p><u>ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 100点 <新設></u></p> <p>ハ 検体検査管理加算(Ⅲ) 300点</p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準 検体検査管理加算(Ⅲ)の③～⑥まで満たすこと。</p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準 <u>臨床検査を担当する</u>常勤の医師が1名以上いること。</p> <p>なお、<u>臨床検査を担当する医師</u>は検体検査の判断の補助を行うとともに、<u>検体検査全般の管理・運営に携わるものをいい、院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わるものであること。</u></p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅲ)の施設基準</p> <p>① <u>臨床検査を専ら担当する</u>常勤の医師が1名以上、<u>常勤の臨床検査技師が4名以上いること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営に携わるものをいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。</u></p> <p>② 院内検査に用いる検査機器及び試薬の全てが受託業者から提供されていないこと。</p> <p>③次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にあること。</p> <p>(ア) 血液学的検査のうち末梢血液一般検査</p> <p>(イ) 生化学的検査</p> <p>(ウ) 免疫学的検査</p> <p>(工) 微生物学的検査</p> <p>④定期的に臨床検査の精度管理を行っていること。</p> <p>⑤外部の精度管理事業に参加していること。</p> <p>⑥臨床検査の適正化に関する委員会が設置されていること。</p>

平成 19 年度 表彰受賞者決定

平成 19 年度の表彰受賞者が決定した。表彰規定が改正<平成 19 年 1 月 13 日改正>されて初めての表彰となる。

◇ 表彰規定が改正される・・・(会報 JAMT Vol.13 No.3 P11 より)

現行の「金井泉賞」は基金の創設者(金井泉)のご子息である金井正光氏の意向もあり、平成 18 年度を最後に廃止されます。また、賛助会員の協賛で行っていた「学術研究奨励賞」も廃止されます。したがって、今後は日臨技独自の表彰事業となります。表彰の種類は<規定第 2 条>に示す各賞となります。

<永年職務精励賞>は、従来の満 55 歳以上から「表彰を受ける年の 4 月 1 日をもって満 50 歳以上」に改正されます。

学術表彰は<日臨技学術奨励賞>としてまとめ、<日臨技有功賞>は従来の金井泉賞にも替わる賞として学術・職能の両面からの表彰となります。

表彰の対象は、会員に限定せず広く臨床検査の発展に功労のあった個人及び法人をも含みます。国際交流における海外技師会員も対象とします。

= 表彰受賞者 =

【敬称略】

- 一 永年職務精励賞<候補者> 4,307 名
- 二 日臨技有功賞
- 1) 会長賞 辰見 光枝 北海道利尻島国保中央病院
- 2) 功労賞 山内 孝臣 結核予防会大阪府大阪病院
- 3) 特別賞 納富 継宣 栄研化学株式会社
- 三 日臨技学術奨励賞
- 1) 優秀論文賞
- ◇最優秀論文賞◇
- 「甲状腺ホルモン (Free T3) 測定試薬における測定干渉原因の解明および改良試薬の開発」
猪俣 啓子 医療法人野口記念会野口病院
- ◇ 優秀論文賞◇
- 「リアルタイム PCR 法による *Pneumocystis jirovecii* 迅速定量法の確立」
小柏 均 国立病院機構名古屋医療センター
- 「RT-PCR 法による FLT3/ITD 変異検出の有用性」
堀口 早苗 神奈川県立こども医療センター
- 「長期間縦断的追跡し得た換気機能の経年推移」
馬場 郁子 自宅
- 「平坦脳波に混入する筋電図」
高嶋 浩一 自治医科大学附属さいたま医療センター
- 2) 優秀演題賞
- ◇最優秀演題賞◇
- 「二次元電気泳動による血清シアロ糖タンパクの解析」
青木 義政 国立大学法人九州大学九州大学病院検査部
- ◇ 優秀演題賞◇
- 「CA19-9 測定における Le (a-b-) 検出の cutoff Index 設定」
花田 浩之 国立大学法人大阪大学医学部附属病院臨床検査部
- 「Ph 染色体陽性 ALL 症例の細胞学的特徴—細胞核の長径/短径比の検討—」
三浦 玲子 特定医療法人北楡会札幌北楡病院
- 「破碎赤血球基準の提案—臨床への応用を中心に—」
関根 久美 静岡赤十字病院
- 「PAM (Periodic Acid-Methenamine Silver) 染色の安定化のための検討」
田口 勝二 東邦大学医療センター大橋病院 病理部
- 「心エコーによる左室拡張能評価における加齢の影響」
藤原 淳子 東北大学病院診療技術部 検査部門
- 「急性リンパ性白血病細胞株に対するシクロスポリン投与による Dnmt1 発現誘導と増殖抑制」
大木 圭子 筑波大学附属病院検査部

綾部市名所案内 = グンゼ株式会社と足利尊氏ゆかりの安国寺 =

探訪

今井 秀一<綾部市立病院>

綾部市は京都市から 60Km 余り国道 27 号線を舞鶴方面へ北上します。JR なら京都駅から丹波、城崎、タゴデイスカハリ、舞鶴、橋立などの名前の付く特急に乗り 1 時間で綾部駅に到着します。特急は朝 8 時 59 分発の舞鶴 1 号から約 2 時間間隔で運行されています。

綾部市は人口 3 万 7 千人余り、北は舞鶴市、西は福知山市、東は福井県、南は南丹市と京丹波町に囲まれ、面積は 347.11 km² で落花生の断面のような形をした小さな片田舎の町です。綾部市をご存知なくても「郡是：グンゼ＝肌着」は知っておられる人は多いと思います。綾部市は、そのグンゼ発祥の地です。グンゼ本社は綾部市立病院のすぐそばに建っています。というも元を正せば、グンゼ病院が廃院になり後を継ぐ形で平成 2 年 8 月に市立病院が開院しました。歴史の短い市立病院ですが開院 2 年後から連続 16 年黒字を経常する地域中核病院で、自治体病院の中では優良病院です。病院規模は 206 床 19 診療科、医師数 39 名（研修医 4 名含む）、7 対 1 看護基準、職員数 255 名、急性期一般病院です。



綾部市のシンボリック存在の「グンゼ」は波多野鶴吉さんが明治 29 年に郡是株式会社を設立し蚕養、製糸業の集約化を図り生産力と品質の向上を目指したそうです。創業者の鶴吉翁の理念は「良品を生むためには良質な人材が必要である」というものでした。この信念が会社設立 5 年でパリ万国博覧会において金賞を受賞する偉業となったそうです。グンゼの歴史を展示する記念館も病院の近くにあり見学にお越し下さい。

小さな綾部市であります、ご紹介したい所はたくさん（観光マップによると）ありますが、その中でも平成 3 年に NHK 大河ドラマ「太平記」が放映され、一躍観光名所になった安国寺です。

今から 700 年前の鎌倉、室町、南北朝の戦国時代のお話で、真田広之さんが足利尊氏、沢口靖子さんが尊氏の妻の登子、藤村志保さんが尊氏の母清子、宮沢りえさんは藤夜又役で出ておられ豪華な役者さんばかりでした。きっと皆様の記憶の片隅に残っているのではないのでしょうか。場所は、JR 綾部駅から北へ約 8km 国道 27 号線を走り京都縦貫道「綾部安国寺」IC 出入口を左に折れたところに（300m）安国寺の駐車場があります。なぜここを紹介するかといえば、秋の「もみじ」がどこよりもきれい、美しいのです。京都嵯峨野のお寺や高雄など有名なところは数々ありますが、素朴なお寺に落ち着いた美しさは本当に美しいと実感するのです。まずお寺に着くと真正面に山門に通じる 50 の石段があり両脇にもみじが植えてあります。山門をくぐると正面に茅葺きの本堂、左に「枝垂れ桜」（春に大変美しく咲きます）右に樹齢 80 年のもみじが目に入ります。境内にはもみじが 100 本ほどあり、裏山のカエデ数百本とともに、秋はもみじの紅が裏山のカエデの黄色に映えます。どうして、この安国寺が有名になった理由を少し書きます。（寺の境内に立つ案内から）寺の由緒によりますと、この安国寺は元々光福寺と言ひ、臨済宗東福寺派の寺として正暦（993 年）ごろ地藏菩薩を本尊として開創されました。建長 4 年（1252）



後嵯峨天皇の皇子宋尊親王が京都から鎌倉へ下がり 6 代將軍となり、その際、公家勤修寺重房が鎌倉へ介添えとして下向し奉公しました。このことにより重房は斑鳩群上杉壮（今の安国寺のあたり）を賜りました。重房は上杉姓を名乗り、光福寺を菩提寺としました。重房の孫娘、上杉清子が後に室町幕府を開く足利尊氏をこの寺のすぐそばで生んだ（喜元 3 年 1305）（戦禍を避けた里帰り出産）と伝えられています。尊氏が歴応元年（1338）夢窓疎石の勧めで、戦乱で亡くなった死者の霊を慰めるために全国 66 ヶ所に安国寺を建立し光福寺を丹波の安国寺となし全国安国寺の筆頭としました。寺の石段の上がり口左には、産湯に使った井戸や境内左奥に尊氏、清子、登子の分骨が納まった宝篋印塔 3 基が並んで建っています（2 代將軍義詮奉納）。NHK ドラマ放映後は観光バスなどで観光客が大勢押し寄せ、尊氏饅頭も作られたそうですが、今ではひっそりとしています。歴史ロマンと美しい風景を満喫しに一度お訪ね下さい。



後嵯峨天皇の皇子宋尊親王が京都から鎌倉へ下がり 6 代將軍となり、その際、公家勤修寺重房が鎌倉へ介添えとして下向し奉公しました。このことにより重房は斑鳩群上杉壮（今の安国寺のあたり）を賜りました。重房は上杉姓を名乗り、光福寺を菩提寺としました。重房の孫娘、上杉清子が後に室町幕府を開く足利尊氏をこの寺のすぐそばで生んだ（喜元 3 年 1305）（戦禍を避けた里帰り出産）と伝えられています。尊氏が歴応元年（1338）夢窓疎石の勧めで、戦乱で亡くなった死者の霊を慰めるために全国 66 ヶ所に安国寺を建立し光福寺を丹波の安国寺となし全国安国寺の筆頭としました。寺の石段の上がり口左には、産湯に使った井戸や境内左奥に尊氏、清子、登子の分骨が納まった宝篋印塔 3 基が並んで建っています（2 代將軍義詮奉納）。NHK ドラマ放映後は観光バスなどで観光客が大勢押し寄せ、尊氏饅頭も作られたそうですが、今ではひっそりとしています。歴史ロマンと美しい風景を満喫しに一度お訪ね下さい。



沈丁花 蔓日日草 寒緋桜 玄海躑躅 柊南天 馬酔木 桃 三葉躑躅 蒲公英 乙女椿 枝垂桜
3 月の花・・・

資料

リスク
アセスメント

第2回 リスクアセスメント 手順1

さて、今回からはリスクアセスメントの ISO/IEC Guide 51:1999 に準拠した具体的手順について説明していきますが、ちょっとその前に、簡単な用語の定義をしておきましょう。

◇安全◇

安全とは、人とその共同体への損傷、ならびに人、組織、公共の所有物に損害がないと客観的に判断されることである。ここでいう所有物には無形のものも含む。

◇衛生◇

衛生とは「健康の保全・増進を計り、疾病の予防・治癒を計る」ことで、「健康」の概念も入る。また、「健康」とは「無病で丈夫なこと」を言う。

異議や疑問を持たれる方もおられるでしょうが、規格解釈上の定義としてお許しください。それでは、手順の説明をしていきます。

◇ 必要情報の収集 ◇

まず、どのようなリスクが存在するかを洗い出す必要があります。『どのようにして?』といった声が聞こえそうなので、参照規格からどのような情報を集めれば良いか見てみましょう

◇ OHSAS 18002

- 労働安全衛生法規及びその他の要求事項
- 労働安全衛生方針
- 事故誘因及び事故の記録
- 不適合
- 労働安全衛生マネジメントシステム監査結果
- 労働者(従業員)や他の利害関係者からの情報
- 職場内の労働者(従業員)の労働安全衛生協議、見直し及び改善活動からの情報
- 組織(事業場)に関する最適慣行、典型的な危険源、類似の組織(事業場)で発生した事故誘因及び事故に関する情報
- 組織(事業場)の設備、プロセス及び活動情報
 - ・ 管理手順の変更の詳細
 - ・ 配置計画
 - ・ 工程フローチャート
 - ・ 危険(有害)物質の一覧表
 - ・ 毒物(特定化学物質)やその他労働安全衛生データ
 - ・ モニタリングデータ
 - ・ 職場環境データ

となっていますが、検査室では概ねアンダーラインを付けた情報を収集するとよいでしょう。

また、医療機器を中心に情報収集を行うのであれば、

◇ JIS B 9702

- 使用する機器・設備類に関する仕様、性能、取扱説明書等の資料
- 実施する作業の手順書等の有無と内容
- 関係法令、規制、規格、社内標準
- 使用する動力の供給に関する情報

- 労働災害、ヒヤリ・ハット・気がかり提案事例、設備故障等の履歴
- 作業環境測定結果、健康診断結果等の健康障害についての情報
- 類似の機械・設備・作業の実施済みリスクアセスメント結果

となります。検査室では概ねアンダーラインを付けた情報を収集するとよいでしょう。初めてリスクアセスメントを行う場合、二つの規格を比較すると後者の方が検査室としては理解しやすいのではないのでしょうか。

情報収集で注意する点は、細かいことに気を取られ、大きな問題を見落とすことです。初めから完全に網羅することはほぼ不可能なので、大きなものからピックアップしていきましょう。

◇ 手順1 ◇

使用及び合理的に予見可能な誤使用の明確化

まず、人の行動について考えてみましょう。

- 事故や故障が生じた際の反射的な挙動
 - 集中力の欠如又は不注意から生じる正しくない挙動
 - 作業遂行中、“最小抵抗経路(省略行動、近道反応等)”をとった結果生じる挙動
 - あらゆる状況において機械の運転を継続させようとするインセンティブが働いた挙動
 - こども又は障害者のような特定の人にとる挙動
- このような不安全行動を「合理的に予見可能な誤使用」とします。

また、機械類による災害は、機械の作業領域と人の作業領域が重なり合う危険領域において発生するとされています。したがって、機械類がどのような性能をもち、どのように作業者に使用又は誤使用されるかを明確にしておく必要があるのです。JIS Q 2001:リスクマネジメントシステム構築のための指針では、以下のようになっている。

次ページへ...

3.4.1 リスク分析 (JIS Q 2001)

- a) リスク発見 リスク発見は、リスクマネジメント計画の出発点である。組織は、組織に損害を及ぼす可能性ノアルリスクを発見することが望ましい。リスク発見には、次の事項を考慮することが望ましい
- － 損害に至る事態を引き起こす原因及び可能性を見出す。
 - － リスクをもれなく明らかにする。
 - － 関係者から要請、関係者との約束及び法的要求事項を考慮する。
 - － リスクに関する情報を提供した者が、そのこと自体によって不利益を被ることがないようにする。
 - － 継続的に行う。
 - － リスクを知覚する感性を向上させる。
 - － 組織内外の先入観にとらわれない。

《練習問題》

ペンキの塗り替えに来たようです。考えられるリスクを上げてみてください。【模範例は次号で】

リスクの洗い出し



＝ リスクの定義について ＝

『リスクは、一般には「危険」すなわち悪い結果の発生可能性という意味で使われるが、より広く捉えて、良い結果と悪い結果の双方の発生可能性を含む「不確実性」と捉えられることもある。企業にとってのリスクとは、狭義には「企業活動の遂行を阻害する事象の発生可能性」と捉えられるが、近年では、より広く「企業が将来生み出す収益に対して影響を与えると考えられる事象発生の不確実性」として、むしろ、企業価値の源泉という見方で積極的に捉えられるようになってきている。

本指針では、リスクを広く捉え「事象発生の不確実性」と定義し、リスクには損失等発生の危険性のみならず、新規事業進出による利益又は損失の発生可能性等も含むと考える。このようにリスクを広く捉えた上で、企業の経営活動に当てはめて考えると、リスクは以下の二つに分類して考えることができる。

《事業機会に関連するリスク》

事業機会に関連するリスクとは、経営上の戦略的意思決定に係るリスクをいう。具体的には、例えば、以下のようなものを挙げることができる。

- ▽新事業分野への進出に係るリスク<新たな事業分野への進出の成否等>
- ▽商品開発戦略に係るリスク<新機種開発の成否等>
- ▽資金調達戦略に係るリスク<増資又は社債、借入等の成否や調達コスト等>
- ▽設備投資に係るリスク<投資規模の適否等>

《事業活動の遂行に関連するリスク》

事業活動の遂行に関連するリスクとは、適正かつ効率的な業務の遂行に係るリスクをいう。具体的には、例えば、以下のようなものを挙げることができる。

- ▽コンプライアンスに関するリスク<法令違反等>
- ▽財務報告に関するリスク<粉飾決算等>
- ▽商品の品質に関するリスク<不良品の発生・流通等>
- ▽情報システムに関するリスク<ネットワークセキュリティの不具合等>
- ▽事務手続きに関するリスク<認証ミス、連絡不十分等>
- ▽モノ、環境等に関するハザードリスク<不適切な工場廃液処理、地震等>

なお、事業活動の遂行に関連するリスクについては、例えば、コンプライアンスに関して、法令が十分に遵守される等の「良い結果」は当然のことと考えられるため、法令が遵守されない等の「悪い結果」のみが対象と考えられることも多い。この意味においては、事業活動の遂行に関連するリスクのうち、コンプライアンスに関するリスクやハザードリスクなど一部のリスクについては、「事業目的等の達成を阻害する要因」と考えることも可能である。』としている。一般的には機械を中心に考えられやすいのですが、検査室などの場合は機械というよりは、むしろ人の行動に起因するリスクを考えることが重要でしょう。

【町田幸雄】

豆 知 織

医療機関で使用される医療機器の保守点検については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日、健政発第 98 号）のなかで、「**医療機器の保守点検は病院、診療所又は助産所の業務であり、医療機関が自ら適切に実施すべきものであるが、新省令第 9 条の 12 で定める基準に適合し、医療機器の保守点検を適正に行うことができる者と認められるものに委託して行うことも差し支えないものであること**」とあり、また、「保守点検とは、清掃、校正（キャリブレーション）、消耗部品の交換等をいうものであり、故障等の有無にかかわらず、解体の上点検し、必要に応じて劣化部品の交換等を行うオーバーホールを含まないものであること」、さらに「修理とは、故障、破損、劣化等の箇所を本来の状態・機能に復帰させること（当該箇所の交換を含む）をいうものであり、業事法（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく医療用具の製造業又は修理業の業許可を得た者でなければ、業として行ってはならないものであること」と規定されています。

《Master two-step exercise test》

❖ 階段を上ったり下りたりして、心臓に負荷をかけて心電図を記録する検査をします。

→ We will take your electrocardiogram after you go up and down the stairs.

❖ 運動中胸が痛い、足が痛い、息苦しいなど変わったことがあれば、すぐに仰ってください。

→ Please tell me if you feel pain in your chest or foot, or difficulty in breathing.

❖ 大丈夫ですか？

→ Are you alright?

❖ 胸が痛いなど、何か問題ございませんか？

→ Do you have any chest pain or is there anything wrong ?

→ 《Treadmill》

❖ 電動式で動くベルトコンベアーの上で歩行やジョギングをしていただき、心電図や血圧にどんな変化が起こるかをみます。

→ We will check how your electrocardiogram and blood pressure change after you walk on the treadmill.

❖ ベルトのスピードや傾斜は3分ごとに変化していきます。

→ The speed and incline will be changed every three minutes.

❖ ベルトが動きます、気をつけてください。

→ Please be careful because the treadmill will move under your feet.

❖ 何か症状があったり、検査が無理なようでしたら仰って下さい。

→ Please let me know if you feel bad or have difficulty continuing the test.

❖ ベルトがゆっくり止まります。

→ The treadmill will stop very slowly.

【Holter ECG】

❖ ホルター心電図をとります。

→ We would like to take a Holter ECG.

❖ この検査は長い時間心電図を記録し続ける機械をつけていただきます。

→ We would like to ask you to put the small machine on you which can take your electrocardiogram for many hours.

❖ 日常の心電図が記録できるように、できるだけ普段通りの生活をして下さい。

→ As this machine will take your electrocardiogram of daily condition, please spend your life as usual.

❖ 翌日はずすまで、行動記録メモに行動を記入して下さい

→ Please record your action on this card for the next 24 hours.

❖ お風呂、シャワーは禁止です。電気カーペットに寝転ぶのも禁止です。

→ Please don't take a bath or shower, or lie down on a hot carpet.

❖ 明日の〇〇時においでください。電極をはずします。

→ Can you come here tomorrow at 〇〇o'clock? I will put off these electrodes.

❖ 今回は心電図室の会話編の Part 2 です。皆さん、いかがですか… 【小松京子】

2008 年 8 月にインドで開催される、IIFBLS/AIIMT 世界学会の表彰は、以下の通りとなっています。

- ◇ Elisabeth Pletscher Award
- ◇ Sysmex Scientific Award
- ◇ Nordic Award
- ◇ Past Presidents Award
- ◇ IFBLS Student Award
- ◇ Good poster Award

皆さん…ふるって応募してください

IIFBLSからのお知らせ!

一般事前公募、技師会単位での賞、学会中に決定されるポスター賞など、それぞれに規定があります。応募される方は、各表彰に関する事項をホームページで確認してください<www.ifbbs2008aiimt.org>

事前決定の賞の申請提出期限は 2008 年 5 月 15 日までのものが殆どです。

選考結果は 2008 年 6 月 15 日までに、全ての申請者に対して通知されます。

自国の会長からの推薦が必要な賞もありますので、申し込みされたい方は、日臨技事務局まで御相談下さい。

皆さん！インドでお会いできることを楽しみにしております。

【IFBLS 理事 小松京子】

投稿

評議は乗り降り自由

新屋 博明<エムティ一法務研究会>

1. はじめに

平成 19 年 7 月 26 日～27 日の二日間、仙台地方裁判所の 405 号法廷（裁判員裁判用廷）で“裁判員の参加する刑事裁判”（以下、裁判員裁判）の模擬裁判が行われました。

この模擬裁判は、本番さながらに冒頭手続<①人定質問（刑事訴訟規則第 196 条）→②検察官の起訴状朗読（刑事訴訟法第 291 条 1 項）→③被告人への権利告知（刑事訴訟法第 291 条 3 項、刑事訴訟規則第 197 条）→④被告人と弁護人の被告事件に対する陳述（刑事訴訟法第 291 条 3 項）>から始まり、次に証拠調べ手続<⑤検察官の冒頭陳述（刑事訴訟法第 296 条）→⑥検察官の証拠請求（刑事訴訟規則第 193 条 1 項）→⑦捜査報告書や実況見分調書等の証拠調べ→⑧被告人質問（刑事訴訟法第 311 条）→⑨弁護人の証拠請求（刑事訴訟規則第 193 条 2 項）→⑩情状証人（被告人の母親）への証人尋問>が中間評議と休憩を交えながら行われました。

証拠調べ手続では、検察官がパワーポイントを随所で使用して事件の説明をしてくれました。

一方、弁護人役を務めた仙台弁護士会の先生方も裁判員の心に響くような弁護をされたので、検察官のほうに傾きかけた心が元に戻るほどでした。

この証拠調べ手続の次は弁論手続<⑪検察官の論告・求刑（刑事訴訟法第 293 条 1 項）→⑫最終弁論（刑事訴訟法第 293 条 2 項、刑事訴訟規則第 211 条）>が行われました。

検察官の論告・求刑と弁護人の最終弁論が終わると、裁判官と裁判員は別室（今回は裁判官研究室）で最後の評議に移り、いよいよ判決宣告（刑事訴訟法第 342 条）です。

この模擬裁判で扱ったのは強盗致傷被告事件で、合議体を構成したのは 3 人の裁判官（裁判長裁判官・右陪席裁判官・左陪席裁判官）と 6 人の模擬裁判員です。私にとっては難しい事件でしたが、裁判長裁判官がこまめに中間評議の時間をとって下さいましたので、模擬裁判員は法廷で聞き洩らしたことはないか、あるいは検察官や弁護人の話しを正しく理解しているか等々の確認を途中ですることができました。

2. 評議は乗り降り自由

1 回目の中間評議に臨むに当たって、右陪席裁判官から模擬裁判員に対して「評議は乗り降り自由」という説明がありました。

これは「過ちては改むるに憚ることなかれ」という論語の教えの裁判官バージョンみたいなもので、要は自分の考えに固執することなく、他人の意見のほうが正しいと思ったら、その意見に乗り換えてかまわない、という教えです。合議体における評議の目的は、自分の意見を押し通すことではなく、最終的に適切・妥当な判断を下すことにあるので、自分の意見より他人の意見のほうが適切・妥当だと思ったら、自分の意見に固執する必要はまったくないということです。

3. おわりに

今回の模擬裁判では、事前に法廷見学の時間が設けてあったので助かりました。

模擬裁判員として裁判官と一緒に法廷に入ったら、検察官や裁判所書記官、裁判所事務官、弁護人、被告人（被告人役を務めたのは若手の裁判所書記官）、被告人の母親（母親役を務めたのは仙台家庭裁判所の女性調査官）のほかにも大勢の傍聴人が待ち構えていたので、目が点になるくらい緊張しました。

でも、その日の午前中に法廷見学をして、自分が座る裁判員席を確認していたので、法壇でオロオロすることなく自分の席に着くことができました。

些細なことかもしれませんが、いきなり法廷に入ると、事前に法廷見学を済ませてから入るとでは心理的に大きな違いがあると思いました。やはり、何事も用意周到が大事だということを学んだ模擬裁判でした。

（注）裁判長裁判官にお聞きしたところ、今回は模擬裁判でしたので、評議の内容について外部に話しをしてもよいということでした。

なお、本番になると裁判員にも守秘義務が課されますので、評議の秘密を漏らしてはいけません。



裁判員制度は平成 21 年にスタートします

裁判員制度については“会報 JAMT Vol.13 No.11 3P,13P”を参照してください。法務省のホームページも一読しておきましょう！

<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/index.html>

最高裁判所関連サイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/index.html>

臨床検査関連医事紛争 3 題の紹介

佐藤 乙一 <日臨技 名誉会員>

投稿

◇まえがき◇

昨年の本紙 10 月号で解説したように、検査技師が法定の業務内で刑事有罪となった事案は極めて少なく、衛技法制定以来今日までで数例にも及ばないのではないかと推定される。損害賠償等の請求民事事件でも採血を含め新聞記事になっても判決に至った例は少なく、途中で和解や示談に至った例が多いように思う。しかし医師や看護師が異型輸血で法的責任を問われた例は多い。以下臨技等の資格有無に関係なく、直接検査業務で参考になるような事案も加え、若干の解説を試みご参考に供しようと思う。

◇民事・刑事の不一致判決◇

医事法制の専門家である弁護士の高田利廣先生は簡略すると「医療過誤の責任は刑事有罪は民事も有責となるが、同一事案でも刑事無罪、民事有責ということはある（モダンメディシン、昭 59.9.1 号）と述べている。医療問題ではないが、1984 年イカ釣り船に冷凍運搬船が当て逃げ沈没、4 人が死亡したとされる事件で、T 地裁はその事実を認め損害賠償の支払いを命じたが、A 地裁は「衝突したとは認められない」として（刑事）無罪を言い渡した刑。民不一致の例等がある。

● **標準血清に未知の不完全抗体が混入し血液型誤判、異形輸血死は医療側に責任なし**：本件は昭 27 に発生した異型輸血死民事事件であり、衛技法制定前ではあったが、臨床検査裁判では最初の事案ではないかと思う。医学、医療、学術の水準が注目されたものなので紹介する。判決は昭 36.5 月、S 高裁。判決文は長く実に一・二審を合わせ 35,000 字にも及ぶ膨大なものである。検査技師制度判定前のことであったから輸血も検査も医師自らが行ってた。原告は「胸かく成形術後に患者が死亡したのは医師の血液型誤判に基づく不適合輸血死である」とし、損害賠償を請求し高裁にまで争っている。本来患者の血液型は O 型か B 型であったが医師はこれを AB 型と誤判輸血し異型不適合による死亡だと訴えた。検査法は極めて簡単な 3 滴法であった。標準血清は厚生省認定商品であったが、この商品を時の国立予防衛生研究所で再検査をしたところ、それまでまったく知られていなかった抗 N 抗体が不完全抗体の形で含まれていたもので、当時の医学等の水準から判断すればあってはならない抗体の混入誤判輸血は止を得なかったとして患者側の控訴（高裁）は棄却し、無責が確定した。

● **無資格者が超音波検査をし、病名決定をした等は医師法違反**：本件は昭 50 代当初世間、とりわけ女性を震撼させたかの有名な「富士見産婦人科病院事件」筆者の勤務先から徒歩 10 分の施設内で発生した事案である。臨技には直接関係ないが、臨技法が各所で引用され、関係も深いので紹介する。その内容は昭 53 項 66 人の患者に担当医師の指示で無資格の理事長が超音波検査で子宮筋腫などと診断名をつけ健常者の臓器を多数人から摘出手術をさせ医師法違反に問われた事案である。また妻の女医は院内の無資格者に約 140 名の患者を対象に約 220 回の超音波や心電図検査および手術の助手までさせたとして保助看法違反に問われ有罪が確定した。

片や民事面では東京高裁が一審の東京地裁判決を支持し原告に約 5 億 1400 万円の損害賠償を支払うよう判決したが、原告側（病院側）はこれを不満として最高裁に上告した。この場合なぜ理事長は臨技法違反に問われず医師法違反に問われたのだろうか。これは理事長が診療の補助の範囲を超えて病名をつけたり、手術を命じたりした実質的な医行為に踏み込んだからと解されている。さらに、臨技法には無資格者が生理検査や検査用採血をした場合の罰則規定は存在しない。それは保助看法の一部を解除し、診療の補助行為を業とするため、無資格者の従事は保助看法に戻って罰せられることとなるのである（厚生省：石本他。関係法規。1981）。

● **限界を超えた医師の強制指示による行為過失責任は全面的に医師の責任**：本件は、かなり性格の強い医師が検査技師に業務上の指示を行ったが、その内容が診療の補助範囲を遙かに超えるものであり、過失が発生したものの、その責任は業務上の強制指示を行った医師のみに科せられた事案である。その判断は昭 56.6。M 地裁での期待不可能免責事件。A 病院循環器科外来の B 医師の指示で C 患者の心電図負荷試験指示であり。担当は若い女性の D 技師。負荷前検査で著明な ST 下降あり、その旨 B 医師に報告、改めて指示仰いだところ B 医師は強圧的に「お前は医師か、技師だろう。医師の指示どおり検査せよ」とマスター 20 回を改めて指示。実施中患者は胸痛発作、胃潰瘍もあり吐血苦悶後死亡したもの。刑事裁判で B 医師は「死ぬまでやれ」とは指示せずと供述、D 技師は「それ以上恐ろしくて何も言えなかった」とともに供述。結局医師は①技師の業務範囲を超えた業務の強制指示、②従って技師の責任はなし、③したがって医師は民・刑ともに責任を問われた。

※ 用語の解説：

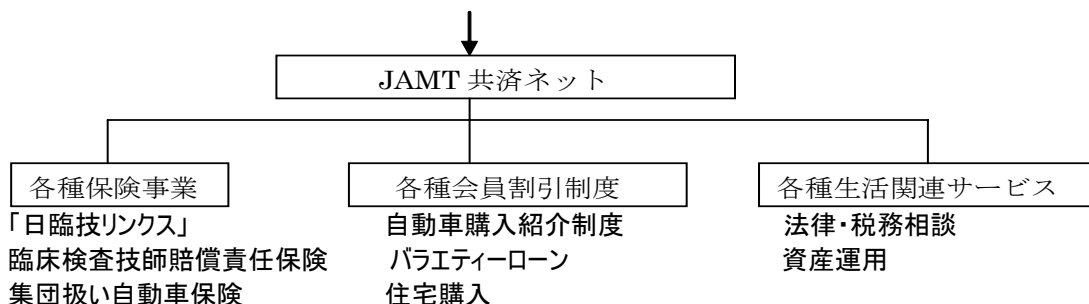
- ①第一審～第三審：民・刑とも最初に行われる簡易裁判所か地方裁判所での審判が第一審、第二審は第一審の判決に不満等があり申し立てを行って開かれる裁判で控訴審といい、高等裁判所が扱う。第三審は最高裁判所が扱うが、この上訴には条件があり、何でも受け付けるというわけにはゆかないが、これを上告審という。②有責、無罪：有責は民事で責任あり、無罪は刑事で罪のないこと。③民事・刑事：本稿でいう民事とは民事裁判（私法上）で有責となれば損害賠償などが、また刑事は刑事裁判を意味し、罰金や懲役等の刑罰を科す。④示談・和解：示談はお互いが話し合っ解決し、和解は裁判中に両者が争いを止めること。

日臨技福利厚生事業のお知らせ

当会では、会員のために福利厚生事業の一環として、会員の職務上のリスクや日常生活全般の福利厚生に寄与することを目的として、「臨床検査技師賠償責任保険」「日臨技リンクス」を提供しています。

更に、JAMT 共済ネットを立ち上げ、より身近な会員サービス(各種保険・各種会員割引制度・生活情報サービスなど)を皆様方に提供できるように提案をおこなっています。本号ではその内容についてご紹介します。

(社)日本臨床衛生検査技師会
共済福利厚生部



◇ 日臨技リンクス とは

病気やケガなどの日常生活をカバーする保険で、医療保険、がん保険、普通・家族傷害保険、個人賠償責任保険、互助制度からなり、皆様の日常をサポートします。

★**会員全員加入**: 日臨技会員は全員団体傷害保険に加入しています。会務中の死亡・後遺障害事故へのお見舞い金の支給をします。(最高限度額 10 万円)

★**各都道府県役員向け保険**: 傷害保険・医療保険・がん保険・個人賠償責任保険・互助制度に、日臨技・各都道府県技師会で独自に加入できます。なお、加入される内容によって補償等が異なります。

★**会員任意加入**: 各個人のニーズに合わせて加入できます。各保険の割引率も 25%~44%と、保険料がさらに割安になりました。自然災害や感染のお見舞金・弔慰金などの補償制度もセットされています。

◇ 臨床検査技師賠償責任保険 とは

臨床検査技師が業務の遂行により、他人の生命や身体を害したり、財物を損壊したり、プライバシーの侵害等による人格権侵害について、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償する制度です。

★**会員全員加入**: 日臨技会員は全員、対人事事故補償限度額(1 事故、保険期間中 100 万円)に加入済み。

★**任意加入**: 対人事事故補償限度額(1 事故 1 億円、保険期間中 3 億円)

対物事故:(1 事故保険期間中 20 万円)、人格権侵害(1 名・1 事故・保険期間中 100 万円)

初期対応費用:(500 万円)、各補償項目(免責金額なし)

詳しい問い合わせは:(株)メディックプランニングオフィス 0120-610020 まで

〒343-8790 埼玉県越谷市千間台西 2-3-6

<http://www.medic-office.co.jp/rinsho/>

<対人事事故> **1事故…1億円**
期間中…3億円
<対物事故> **1事故・期間中…20万円**
<人格権侵害> **1名・1事故・期間中…100万円**
<初期対応費用> **500万円**

年間保険料 **2780円**
(任意加入部分)

臨床検査技師賠償責任保険

お問い合わせ・資料のご請求は…

<http://www.medic-office.co.jp/rinsho/>

電話 0120-610020

平成 19 年度 諸会議日程(予定)

◇ 総会

❖平成 19 年度 第 2 回定期総会
平成 20 年 3 月 29 日(土) :
東京グリーンパレス(千代田区)

◇ 監理企画調整会議

❖ 2 月 29 日(金)

◇ 理事会

❖ ⑩ 3 月 15 日(土)



乳がんからあなたを守るための一歩として始まった「**ピンクリボンウォーク 2008**」が近づきました。
ゲストに **かとうかず子 さん** を迎えて!

2008 年 3 月 23 日 (日)
日比谷公園

<雨天決行・荒天中止>

検診受診率 **50% をめざして**

楽しく歩きながら、乳がんのこと、健康のことをみんなで考えてみませんか。

もっと美しく、すこやかな明日のために…

※ この行事は“NPO 法人乳房健康研究会”が行っており、日臨技も後援しています。

皆さん、参加しましょう!

2 月 理事行動<諸会議・派遣>

月	日	行動名<所管部・構成>	派遣
2	1	JICA 臨床検査技師コースアクションプラン発表と評価・閉講式	小崎
	2	近畿地区連絡協議会	小崎
	8	日臨技創立 55 周年記念式典	
	9	表彰委員会	
	9	第 10 回理事会	
	9	精度管理調査部会	
	9	図書発刊企画委員会	
	10	第 2 回日臨技フォーラム	
	10	女性部会	
	13	第 58 回学会第 1 次実施計画説明会	小崎
	15	第 57 回学会運営部会	
	15	展示説明会	
	18	認定センター中央委員会	才藤・金子 今村・高木
	20	JIMTEF 第 146 回常務理事会	小崎
	22	アジア太平洋臨床検査フォーラム	小崎・朝山 鈴木・小松
	28	臨床検査振興協議会平成 19 年度第 4 回定例理事会	小崎・才藤
	29	監理企画調整部会議	

(社)日本臨床検査薬協会からのお知らせ

『体外診断用医薬品集 2008 年版』 発刊のご案内

体外診断用医薬品集は 2004 年版を発刊後、薬事法の改正等から発刊を見合わせておりましたが、皆様方のご要望により、この 3 月に『体外診断用医薬品集 2008 年版 (添付文書全文掲載 DVD-ROM 及び書籍付き)』を発刊する運びとなりました。

今回の DVD-ROM 版は、日本国内で販売されている約 5,000 品目の体外診断用医薬品を全て網羅しており、新たに添付文書を DVD-ROM に掲載すると共に、検索が簡単迅速に行えるようにいたしました。また、書籍は測定項目ごとに一般的な名称、販売名、会社名、代表的な包装や価格などを一覧表にしており、競合品の比較が可能となっております。

発行元の株式会社ダイヤモンドプロダクション宛に FAX にてお申し込みをいただきたく存じます。

【連絡先】 (株)ダイヤモンドプロダクション

TEL : 03-5653-7130、FAX : 03-5653-7131、E-mail : rinyaku@newton.nir.jp



編集室

平成 19 年度最後の会報になりました。

◇ 昨年の組織実態調査アンケートによると、会報を見ている人は約 40%程度です。その人たちの望む記事は「仕事に役立つ検査室情報」だそうです。所謂“学術の記事”ですね。ちょっと違う気がします…

◇ 平成 20 年度は役員改選年にあたります。今度はどんなメンバーが担当するのか、楽しみです。丁度持ち原稿も底をつき交代時期にはピッタリでした。この 2 年間、執筆・投稿していただいた多くの方にお礼申し上げます。ありがとうございました。

図書発刊企画委員会<高田鉄也、蒲池正次、田中久晴、小松京子、町田幸雄、白石幸雄>